

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	特殊車両の通行許可	
根拠法令・条項	道路法第47条の2第1項	
所管課	土木部 路政課	
審査基準	道路法第47条の2第1項の規定により、道路管理者が通行条件を付して通行を許可することができる車両の寸法および重量を定めた特殊車両通行許可限度算定要領により算定し審査する。	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	事案ごと、申請時期により、手続きに要する期間が大きく異なり標準処理期間の設定が困難であるため。